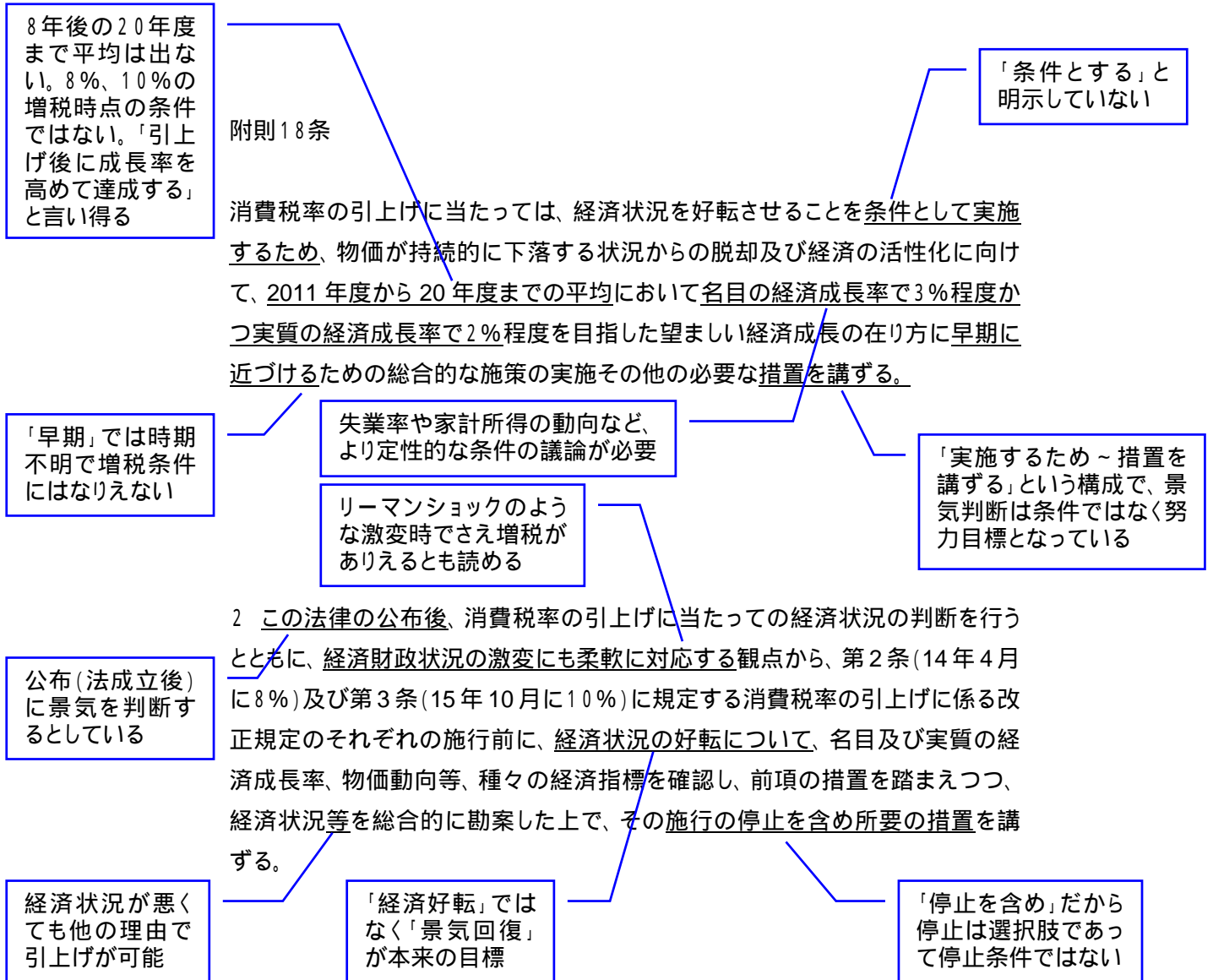


# なぜ附則 18 条が景気弾力条項(ストップ条項)になっていないか？

衆議院議員 平智之



## ポイント

現案は、景気判断を増税時より後にずらし、判断次第で14年・15年増税可能としている  
 デフレが続こうが、リーマンショックがあろうが、なにがあろうが増税可能である  
 「とにかく増税してから景気回復に向けて努力する」という構成である  
 しかし、過去において景気後退局面で増税して、経済運営に成功した国はない  
 世界で一度も成功したことがない不況時増税を日本で実施してしまう危険性あり  
 なんとしても景気回復(景気好転ではない)を増税の前提条件にしなければならない  
 家計所得の回復とその前提としての(完全)失業率の十分な低下(景気回復)が不可欠  
 景気回復は2009年に国民と約束した“ムダの徹底排除”から生まれる

以上